

地球温暖化対策基本法案 新旧対照条文目次

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）	1
○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）	1
○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	1
○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第一百八十一号）	1
○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）	1
○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第一百八十七号）	1
○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）	1
○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）	1
○ 保険業法（平成七年法律第一百五号）	1
○ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）	1
○ 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）	1
○ 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）	1
○ 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法 （昭和六十二年法律第八十六号）	1
○ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）	1
○ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第一百四十五号）	1
○ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）	1

改 正 案

（目的）

第一条 この法律は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条の規定に基づく約束を履行するとともに地球温暖化対策基本法（平成二十二年法律第号）第十一条第三項前段に規定する目標の達成に資するため、同法第三条に定める基本原則にのつとり、地球温暖化対策に関する実施計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための具体的な措置を講ずること等により、地球温暖化対策の着実な推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

目次

第一章 総則（第一条～第七条）
第二章 実施計画（第八条・第九条）
第三章 削除
第四章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策（第二十条～第二十七条）
第五章 森林等による吸収作用の保全等（第二十八条）
第六章 割当量口座簿等（第二十九条～第四十一条）
第七章 雑則（第四十二条～第四十七条）
第八章 罰則（第四十八条～第五十条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対しても危険な人為的干渉を及ぼすこととなる水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための具体的な措置を講ずること等により、地球温暖化対策の着実な推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

目次

第一章 総則（第一条～第七条）
第二章 京都議定書目標達成計画（第八条・第九条）
第三章 地球温暖化対策推進本部（第十条～第十九条）
第四章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策（第二十条～第二十七条）
第五章 森林等による吸収作用の保全等（第二十八条）
第六章 割当量口座簿等（第二十九条～第四十一条）
第七章 雑則（第四十二条～第四十七条）
第八章 罰則（第四十八条～第五十条）
附則

第一章 総則

（目的）

現 行

（目的）

(定義)

第二条 この法律において「地球温暖化」、「地球温暖化対策」、「温室効果ガス」及び「温室効果ガスの排出」の意義は、それぞれ地球温暖化対策基本法第二条第一項から第四項までに規定する当該用語の意義による。

(定義)

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴つて発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

一 二酸化炭素

二 メタン

三 一酸化二窒素

四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

六 六ふつ化硫黄

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴つて発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

(略)

この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

一 京都議定書第三条7に規定する割当量

(略)

3 | 2 |

二五 (略)

二五 (略)

6 | 5 | この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条7に規定する割当量

(温室効果ガスの排出量等の算定等)

第三条 政府は、温室効果ガスの排出及び吸収に関し、気候変動に関する国際連合枠組条約第四条1(a)に規定する目録及び京都議定書第七条1に規定する年次目録を作成するため、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、環境省令で定めるところによりこれを公表するものとする。

第四条から第七条まで 削除

(国の責務)

第三条 国は、大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候の変動及び生態系の状況を把握するための観測及び監視を行うとともに、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

2 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に關係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配意するものとする。

3 国は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための地方公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動の促進を図るため、技術的な助言その他の措置を講ずるように努めるものとする。

4 国は、前条第六項第三号及び第四号に掲げる数量の取得、京都議定書第十七条に規定する排出量取引への参加その他の京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行のために必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、地球温暖化及びその影響の予測に関する調査、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する調査、その他の地球温暖化対策の策定に必要な調査を実施するものとする。

6 国は、第一項に規定する観測及び監視の効果的な推進を図るための国際的な連携の確保、前項に規定する調査の推進を図るために、国際協力その他の地球温暖化に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、地方公共団体又は民間団体等による温室効果ガスの排出の抑制等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。  
2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

## (事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

## (国民の責務)

第六条 国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

## (温室効果ガスの排出量等の算定等)

第七条 政府は、温室効果ガスの排出及び吸収に関し、気候変動に関する国際連合枠組条約第四条1(a)に規定する目録及び京都議定書第七条1に規定する年次目録を作成するため、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、環境省令で定めるところによりこれを公表するものとする。

## 第二章 実施計画

### (実施計画)

第八条 政府は、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するとともに地球温暖化対策基本法第十条第三項前段に規定する目標の達成に資するため、同法第十二条第一項に規定する基本計画に即して、地球温暖化対策の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

#### 一 計画期間

二 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講すべき温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）のための措置に関する基本的事項

三 計画期間における温室効果ガスである物質の種類その他の区分ごとの温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標

#### 四（六）（略）

七 計画期間における温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項

八 第二条第三項第三号及び第四号に掲げる数量の取得、京都議定書第十七条に規定する排出量取引への参加その他の京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行のために必要な措置に関する基本的事項

九 前各号に掲げるもののほか、計画期間における地球温暖化対策に関する重要な事項

3 地球温暖化対策に関する事務を所掌する大臣は、実施計画の案を作

## 第二章 京都議定書目標達成計画

### (京都議定書目標達成計画)

第八条 政府は、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために必要な目標の達成に関する計画（以下「京都議定書目標達成計画」という。）を定めなければならない。

2 京都議定書目標達成計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

#### 一 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

二 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講すべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する基本的事項

三 温室効果ガスである物質の種類その他の区分ごとの温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標

#### 四（六）（略）

七 温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項

八 第二条第四項に規定する措置に関する基本的事項

九 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する重要な事項

3 内閣総理大臣は、京都議定書目標達成計画の案につき閣議の決定を

成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 地球温暖化対策に関する事務を所掌する大臣は、実施計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、地方公共団体並びに事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 地球温暖化対策に関する事務を所掌する大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、実施計画を公表しなければならない。

(実施計画の変更)

第九条 政府は、我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して、実施計画に定められた目標及び施策について検討を加えるものとする。

2 政府は、前項の規定による検討の結果に基づき、必要があると認めるとときは、速やかに、実施計画を変更しなければならない。

3 前条第三項から第五項までの規定は、実施計画の変更について準用する。

第三章 削除

第十一条から第十九条まで 削除

求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、京都議定書目標達成計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、京都議定書目標達成計画を公表しなければならない。

(京都議定書目標達成計画の変更)

第九条 政府は、平成二十一年において、我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して、京都議定書目標達成計画に定められた目標及び施策について検討を加えるものとする。

2 政府は、前項の規定による検討の結果に基づき、必要があると認めるとときは、速やかに、京都議定書目標達成計画を変更しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、京都議定書目標達成計画の変更について準用する。

第三章 地球温暖化対策推進本部

(地球温暖化対策推進本部の設置)

第十一条 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、地球温暖化対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 京都議定書目標達成計画の案の作成及び実施の推進に関すること。  
二 長期的展望に立った地球温暖化対策の実施の推進に関する総合調整に関すること。

(組織)

第十二条 本部は、地球温暖化対策推進本部長、地球温暖化対策推進副本部長及び地球温暖化対策推進本部員をもつて組織する。

(地球温暖化対策推進本部長)  
第十三条 本部の長は、地球温暖化対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもつて充てる。  
2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(地球温暖化対策推進副本部長)

第十四条 本部に、地球温暖化対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官、環境大臣及び経済産業大臣をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(地球温暖化対策推進本部員)

第十五条 本部に、地球温暖化対策推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。  
2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもつて充てる。

(幹事)

第十六条 本部に、幹事を置く。  
2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命す

る。

3 | 閣事は、本部の所掌事務について、本部長、副本部長及び本部員を助ける。

(事務)

第十七条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第十八条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

(国及び地方公共団体の施策)

第二十条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、実施計画に基づき、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、実施計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(国及び地方公共団体の施策)

第二十条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(政府実行計画等)

第二十条の二 政府は、実施計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「政府実行計画」という。）を策定するものとする。

2 (略)

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、実施計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 (略)

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギー源であつて、その区域の自然的条件に適したものとの利用の促進に関する事項

2 (略)

(エネルギーの使用の合理化に関する法律との関係)

第二十一条の十 特定排出者から、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条第一項（同法第十九条

(政府実行計画等)

第二十条の二 政府は、京都議定書目標達成計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「政府実行計画」という。）を策定するものとする。

2 (略)

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 (略)

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであつて、その区域の自然的条件に適したものとの利用の促進に関する事項

2 (略)

(エネルギーの使用の合理化に関する法律との関係)

第二十一条の十 特定排出者から、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条第一項（同法第十九条

の二第一項において準用する場合を含む。)、第二十条第三項、第五十六条第一項(同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。)又は第六十三条第一項の規定による報告があつたときは、第二十一条の二から前条まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、当該報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、エネルギー(同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。次条において同じ。)の使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての第二十一条の二第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」という。)」とあり、第二十一条の三第一項、第三項、第四項及び第六項、第二十一条の四第一項、第三項及び第四項、第二十一条の五第四項、第二十一条の八第一項、第二項及び第五項、第四十五条第一項及び第二項並びに第四十七条第二項中「事業所管大臣」とあり、第二十一条の五第二項及び第二十一条の八第四項中「当該事業所管大臣」とあり、並びに第二十一条の五第三項中「関係事業所管大臣」とあるのは、同法第十五条第一項(同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条第一項(同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)に規定する主務大臣」と、同法第二十条第三項の規定による報告については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律第二十条第三項に規定する主務大臣」と、同法第六十三条第一項の規定による報告については、「国土交通大臣」と、同法第六十三条第一項の規定による報告については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律第六十三条第一項に規定する主務大臣」とするほか、第二十一条の二から前条まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

の二第一項において準用する場合を含む。)、第二十条第三項、第五十六条第一項(同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。)又は第六十三条第一項の規定による報告があつたときは、第二十一条の二から前条まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、当該報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、エネルギー(同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。次条において同じ。)の使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての第二十一条の二第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」という。)」とあり、第二十一条の三第一項、第三項、第四項及び第六項、第二十一条の四第一項、第三項及び第四項、第二十一条の五第四項、第二十一条の八第一項、第二項及び第五項、第四十五条第一項及び第二項並びに第四十七条第一項中「事業所管大臣」とあり、第二十一条の五第二項及び第二十一条の八第四項中「当該事業所管大臣」とあり、並びに第二十一条の五第三項中「関係事業所管大臣」とあるのは、同法第十五条第一項(同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条第一項(同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)に規定する主務大臣」と、同法第二十条第三項の規定による報告については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律第二十条第三項に規定する主務大臣」と、同法第六十三条第一項の規定による報告については、「国土交通大臣」と、同法第六十三条第一項の規定による報告については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律第六十三条第一項に規定する主務大臣」とするほか、第二十一条の二から前条まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(事業者の事業活動に関する計画等)

第二十二条 事業者は、その事業活動に関し、実施計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関する計画を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

2 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、実施計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するよう努めなければならない。

第二十八条 政府及び地方公共団体は、実施計画に定められた温室効果ガスの吸收の量に関する目標を達成するため、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第十一条第一項に規定する森林・林業基本計画その他の森林の整備及び保全又は緑地の保全及び強化を図るものとする。

(割当量口座簿の記録事項)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 第一項第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一 (略)

二 保有する算定割当量の種別（第二条第三項各号の種別をいう。以下同じ。）ごとの数量及び識別番号（算定割当量を一単位ごとに識別するために京都議定書の締約国又は気候変動に関する国際連合枠組条約の事務局（以下「事務局」という。）により付された文字及び数字をいう。以下同じ。）

三・四 (略)

(事業者の事業活動に関する計画等)

第二十二条 事業者は、京都議定書目標達成計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関する計画を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

2 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、京都議定書目標達成計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するよう努めなければならない。

第二十八条 政府及び地方公共団体は、京都議定書目標達成計画に定められた温室効果ガスの吸收の量に関する目標を達成するため、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第十一条第一項に規定する森林・林業基本計画その他の森林の整備及び保全又は緑地の保全及び強化の推進に関する計画に基づき、温室効果ガスの吸收作用の保全及び強化を図るものとする。

(割当量口座簿の記録事項)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 第一項第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一 (略)

二 保有する算定割当量の種別（第二条第六項各号の種別をいう。以下同じ。）ごとの数量及び識別番号（算定割当量を一単位ごとに識別するために京都議定書の締約国又は気候変動に関する国際連合枠組条約の事務局（以下「事務局」という。）により付された文字及び数字をいう。以下同じ。）

三・四 (略)

(措置の実施の状況の把握等)

**第四十二条** 政府は、地方公共団体並びに事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体が温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）の実施の状況を自ら把握し、及び評価する手法の開発並びにその成果の普及に努めるものとする。

(地球温暖化対策に関する事務を所掌する大臣等)

**第四十七条** この法律における地球温暖化対策に関する事務を所掌する大臣は、地球温暖化対策基本法第三十五条の政令で定める大臣とする。

(主務大臣等)

**第四十七条**

この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣とする。

3 |  
3 (略)  
5 |

6 | 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

2 |  
2 (略)  
5 |

5 | 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(措置の実施の状況の把握等)

**第四十二条** 政府は、地方公共団体及び民間団体等が温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）の実施の状況を自ら把握し、及び評価することに資するため、把握及び評価の手法の開発並びにその成果の普及に努めるものとする。

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第一条 この法律は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条の規定に基づく約束を履行するとともに地球温暖化対策基本法（平成二十二年法律第号）第十一条第一項及び第三項前段に規定する目標の達成に資するため、同法第十一条第三項前段に規定する目標の達成に資するため、同法第三条に定められた基本原則にのっとり、地球温暖化対策に関する実施計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための具体的な措置を講ずること等により、地球温暖化対策の着実な推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第一条 この法律は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条の規定に基づく約束を履行するとともに地球温暖化対策基本法（平成二十二年法律第号）第十一条第三項前段に規定する目標の達成に資するため、同法第三条に定められた基本原則にのっとり、地球温暖化対策に関する実施計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための具体的な措置を講ずること等により、地球温暖化対策の着実な推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。</p>
<p style="text-align: center;">（実施計画）</p> <p>第八条 政府は、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するとともに地球温暖化対策基本法第十一条第一項及び第三項前段に規定する目標の達成に資するため、同法第十二条第一項に規定する基本計画に即して、地球温暖化対策の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（実施計画）</p> <p>第八条 政府は、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するとともに地球温暖化対策基本法第十一条第三項前段に規定する目標の達成に資するため、同法第十二条第一項に規定する基本計画に即して、地球温暖化対策の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。</p>

2(5) (略)

改 正 案

現 行

第十条 (略)  
② (略)  
⑤ (略)

⑥ 第一項第三号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一～十二の二 (略)

十三 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第三項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次項第七号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち第一項第三号の事業を行う組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第六号及び第十二号に掲げる事業に該するものを除く。）

第十条 (略)  
② (略)  
⑤ (略)

⑥ 第一項第三号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一～十二の二 (略)

十三 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次項第七号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち第一項第三号の事業を行う組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第六号及び第十二号に掲げる事業に該するものを除く。）

改 正 案

（業務の範囲）

第八十七条の二 金融商品取引所は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を行うことができない。ただし、内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けた場合には、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百一十七条）第二条第三項に規定する算定割当量をいう。）に係る取引を行った市場の開設の業務、商品先物取引をするために必要な市場の開設の業務（株式会社金融商品取引所が行う場合に限る。）その他金融商品の取引に類似するものとして内閣府令で定める取引を行う市場の開設の業務及びこれらに附帯する業務を行うことができる。

2・3 （略）

現 行

（業務の範囲）

第八十七条の二 金融商品取引所は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を行うことができない。ただし、内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けた場合には、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百一十七条）第二条第六項に規定する算定割当量をいう。）に係る取引を行った市場の開設の業務、商品先物取引をするために必要な市場の開設の業務（株式会社金融商品取引所が行う場合に限る。）その他金融商品の取引に類似するものとして内閣府令で定める取引を行う市場の開設の業務及びこれらに附帯する業務を行うことができる。

2・3 （略）

改 正 案

（信用協同組合）

第九条の八（略）

2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。

一〇十六（略）

十七 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百四十九号）第二条第三項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち信用協同組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの第十号及び第十五号の二に掲げる事業に該当するものを除く。）

3（8）（略）

十八（二十一）（略）

現 行

（信用協同組合）

第九条の八（略）

2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。

一〇十六（略）

十七 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百四十九号）第二条第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち信用協同組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの第十号及び第十五号の二に掲げる事業に該当するものを除く。）

3（8）（略）

十八（二十一）（略）

改 正 案

（信用金庫の事業）

第五十三条（略）

2

（略）

3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一（十二）（略）

十三 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百三十八号）第二条第三項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち信用金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第五号及び第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

4（九）（略）

（略）

現 行

（信用金庫の事業）

第五十三条（略）

2

（略）

3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一（十二）（略）

十三 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百三十八号）第二条第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち信用金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第五号及び第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

4（九）（略）

（略）

改 正 案

（業務の範囲）

第六条（略）

2 長期信用銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二（略）

三 算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律  
第一百七号）第二条第三項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次項第十一号において同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務であつて、内閣府令で定めるもの

3 7 四（略）

（業務の範囲）

第六条（略）

2 長期信用銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二（略）

三 算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律  
第一百七号）第二条第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次項第十一号において同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務であつて、内閣府令で定めるもの

3 7 四（略）

現 行

改 正 案

現 行

第五十八条（略）  
（金庫の事業）

第五十八条（略）  
（金庫の事業）

2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せて行うことができる。

一（十七）（略）

十八 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百二十七号）第二条第三項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち労働金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（第十一号及び第十六号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）

2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せて行うことができる。

一（十七）（略）

十八 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百二十七号）第二条第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち労働金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（第十一号及び第十六号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）

三（八）（略）  
一（十九）（二十）（略）

三（八）（略）  
一（十九）（二十）（略）

改 正 案

（業務の範囲）  
第十条（略）

2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。

一〇十三（略）

十四 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百四十九号）第二条第三項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次条第四号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち銀行の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第五号及び第十二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

3  
10  
（略）

十五（十七）（略）

現 行

（業務の範囲）  
第十条（略）

2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付隨する業務を営むことができる。

一〇十三（略）

十四 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百四十九号）第二条第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次条第四号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち銀行の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第五号及び第十二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

3  
10  
（略）

十五（十七）（略）


	改 正 案	現 行
第九十八条 保険会社は、第九十七条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。 一〇七 (略)	八 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百十七号）第二条第三項（定義））に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次条第二項第四号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち保険会社の經營の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（資産の運用のために行うもの並びに第四号及び第六号に掲げる業務に該当するものを除く。）	第九十八条 保険会社は、第九十七条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。 一〇七 (略)
九〇九 (略)	八 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百十七号）第二条第六項（定義））に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次条第二項第四号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち保険会社の經營の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（資産の運用のために行うもの並びに第四号及び第六号に掲げる業務に該当するものを除く。）	九〇九 (略)

改 正 案

（業務の範囲）

第五十四条（略）

2・3

4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

一（十五）（略）

（業務の範囲）

第五十四条（略）

2・3

4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

一（十五）（略）

現 行

（業務の範囲）

第五十四条（略）

2・3

十六 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百四十九号）第二条第三項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。第七項第五号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち農林中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十四号に掲げる業務に該当するものを除く。）

一  
十七（十九）（略）  
5（8）（略）

十六 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百四十九号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。第七項第五号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち農林中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十四号に掲げる業務に該当するものを除く。）

		改 正 案	現 行
		（業務の範囲）	
第二十一条	（略）	第二十一条	（略）
2・3	（略）	2・3	（略）
4	商工組合中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。	4	商工組合中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付隨する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。
一〇十七	（略）	一〇十七	（略）
十八	金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百四十九号）第二条第三項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち商工組合中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十六号に掲げる業務に該当するものを除く。）	十八	金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百四十九号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち商工組合中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十六号に掲げる業務に該当するものを除く。）
五〇八	（略）	五〇八	（略）
十九〇二十一		十九〇二十一	
十九〇二十二		十九〇二十二	
（略）		（略）	

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第二条 商品取引所法の一部を次のように改正する。  (略)	第二条 商品取引所法の一部を次のように改正する。  (略)
<p>第三条の見出しを「（業務の範囲）」に改め、同条中「開設の業務」の下に「（以下「商品市場開設業務」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。</p> <p>ただし、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けた場合は、商品市場開設業務に関連する業務及びこれに附帯する業務、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第三項）に規定する算定割当量をいう。以下同じ。）に係る取引を行う市場の開設の業務及びこれに附帯する業務、金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項）に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）の開設の業務及びこれに附帯する業務（株式会社商品取引所が行う場合に限る。）又は金融商品債務引受業等（同法第百五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等をいう。以下同じ。）及びこれに附帯する業務を行うことができる。</p> <p>第三条に次の二項を加える。</p> <p>2 主務大臣は、前項ただし書の認可に条件を付することができる。</p> <p>3 前項の条件は、公益若しくは取引の公正の確保のため又は委託者の保護のため必要な最小限度のものでなければならない。</p> <p>4 主務大臣は、第一項ただし書の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る業務を行うことにより、商品取引所の業務の公</p>	<p>第三条の見出しを「（業務の範囲）」に改め、同条中「開設の業務」の下に「（以下「商品市場開設業務」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。</p> <p>ただし、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けた場合は、商品市場開設業務に関連する業務及びこれに附帯する業務、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項）に規定する算定割当量をいう。以下同じ。）に係る取引を行う市場の開設の業務及びこれに附帯する業務、金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項）に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）の開設の業務及びこれに附帯する業務（株式会社商品取引所が行う場合に限る。）又は金融商品債務引受業等（同法第百五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等をいう。以下同じ。）及びこれに附帯する業務を行うことができる。</p> <p>第三条に次の二項を加える。</p> <p>2 主務大臣は、前項ただし書の認可に条件を付することができる。</p> <p>3 前項の条件は、公益若しくは取引の公正の確保のため又は委託者の保護のため必要な最小限度のものでなければならない。</p> <p>4 主務大臣は、第一項ただし書の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る業務を行うことにより、商品取引所の業務の公</p>

共性に対する信頼を損なうおそれ又は商品市場開設業務及びこれに附帯する業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該認可をしてはならない。

(略)

共性に対する信頼を損なうおそれ又は商品市場開設業務及びこれに附帯する業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該認可をしてはならない。

(略)

改 正 案	現 行
<p>第二条の二 国は、当分の間、次の各号に掲げる事業で、国が負担又は補助を行う必要があると認められるもののうち、民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備するものであつて、緊急に実施する必要のある公共的建設事業に要する費用に充てる資金の全部又は一部を、当該各号に定める者に対し、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。</p> <p>一〇一二 (略)</p> <p>十三 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）      ）第八条第二項第二号に規定する温室効果ガスの排出の抑制等に資する技術を用いた住宅その他の施設の普及の促進のための施設を整備する事業 地方公共団体</p> <p>2      3 (略)</p>	<p>第二条の二 国は、当分の間、次の各号に掲げる事業で、国が負担又は補助を行う必要があると認められるもののうち、民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備するものであつて、緊急に実施する必要のある公共的建設事業に要する費用に充てる資金の全部又は一部を、当該各号に定める者に対し、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。</p> <p>一〇一二 (略)</p> <p>十三 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）      ）第二条第二項に規定する温室効果ガスの排出の抑制等に資する技術を用いた住宅その他の施設の普及の促進のための施設を整備する事業 地方公共団体</p> <p>2      3 (略)</p>

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（目的）	（目的）
<p>第一条 この法律は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化（地球温暖化対策基本法（平成二十二年法律第号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下同じ。）の防止に積極的に取り組むことが重要であることにかんがみ、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。</p>	<p>第一条 この法律は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下同じ。）の防止に積極的に取り組むことが重要であることにかんがみ、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。</p>
（定義）	（定義）
<p>第二条 この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十二年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策基本法第二条第三項第四号に掲げる物質をいう。</p>	<p>第二条 この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項第四号に掲げる物質をいう。</p>
2 （略）	2 （略）

改 正 案	現 行
（業務の範囲） 第十五条（略） 2 機構は、第四条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 （略） 二 前号に掲げる業務の実施に必要な場合において、地球温暖化（地球温暖化対策基本法（平成二十二年法律第 号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）の防止に寄与する事業を行う者に対して、石油代替エネルギーに関する技術及びエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関する指導を行うこと。	（業務の範囲） 第十五条（略） 2 機構は、第四条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 （略） 二 前号に掲げる業務の実施に必要な場合において、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）の防止に寄与する事業を行う者に対して、石油代替エネルギーに関する技術及びエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関する指導を行うこと。
三 （略）	三 （略）

改 正 案

4 （略）	2 （略）	3 基本指針は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第八条第一項に規定する実施計画と調和するものでなければならない。	（基本指針） 第二条（略）
4 （略）	2 （略）	3 基本指針は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第八条第一項に規定する京都議定書目標達成計画と調和するものでなければならぬ。	（基本指針） 第二条（略）